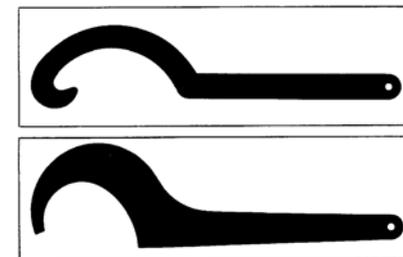


【点検要領】

第1 消火器具

1 一般的留意事項

- (1) 性能に支障がなくともごみ等の汚れは、はたき、雑きん等で掃除すること。
- (2) 合成樹脂製の容器又は部品の清掃にはシンナー、ベンジン等の有機溶剤を使用しないこと。
- (3) キャップ又はプラグを開けるときは容器内の残圧に注意し、残圧を排除する手段を講じた後に開けること。
- (4) キャップの開閉には、所定のキャップスパナ（第1-1図）を用い、ハンマーで叩いたり、タガネをあてたりしないこと。
- (5) ハロゲン化物及び粉末消火薬剤は、水分が禁物なので、消火器本体の容器内面及び部品の清掃や整備には十分注意すること。
- (6) 二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び加圧用ガス容器のガスの充てんは、専門業者に依頼すること。
- (7) 点検のために、消火器を所定の設置位置から移動したままにする場合は、代替消火器を設置しておくこと。

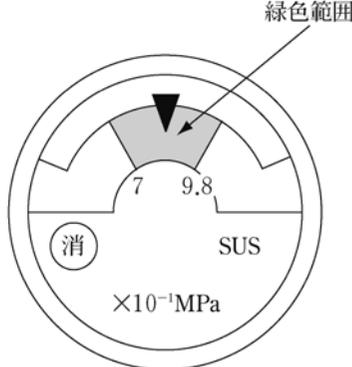


第1-1図 キャップスパナ

2 機器点検

点検項目		点検方法（留意事項は※で示す。）	判定方法（留意事項は※で示す。）																																																			
設置状況	設置場所	目視又は簡易な測定により確認する。	ア 通行又は避難に支障がないこと。 イ 使用に際し、容易に持ち出すことができること。 ウ 床面からの高さが1.5m以下の箇所に設けられていること。 エ 消火器に表示された使用温度範囲内である箇所に設置されていること。なお、使用温度範囲外の箇所に設置されているものは、保温等適当な措置が講じられていること。 オ 本体容器又はその他の部品の腐食が著しく促進されるような場所（化学工場、メッキ工場、温泉地等）、著しく湿気が多い箇所（厨房等）、たえず潮風又は雨雪にさらされている箇所等に設置されているものは、適当な防護措置が講じられていること。																																																			
	設置間隔	目視又は簡易な測定により確認する。	防火対象物又は設置を要する場所の各部分から、一の消火器に至る歩行距離が20m以下、大型消火器にあっては30m以下となるように配置してあること。																																																			
	適応性	第1-1表に示す適応消火器具の表により確認する。	適応した消火器具が設置されていること。 <div style="text-align: center;"> 第1-1表 適応消火器具 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">消火器具の区分</th> <th colspan="2">水を放射する消火器</th> <th colspan="2">強化液を放射する消火器</th> <th rowspan="3">泡を放射する消火器</th> <th rowspan="3">二酸化炭素を放射する消火器</th> <th rowspan="3">ハロゲン化物を放射する消火器</th> <th colspan="3">消火粉末を放射する消火器</th> <th rowspan="3">水バケツ又は水槽</th> <th rowspan="3">乾燥</th> <th rowspan="3">膨張する石又は膨張真珠</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">棒状</th> <th rowspan="2">霧状</th> <th rowspan="2">棒状</th> <th rowspan="2">霧状</th> <th rowspan="2">りん酸塩類等を使用するもの</th> <th rowspan="2">炭酸水素塩類等を使用するもの</th> <th rowspan="2">その他のもの</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物その他の工作物</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気設備</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	消火器具の区分	水を放射する消火器		強化液を放射する消火器		泡を放射する消火器	二酸化炭素を放射する消火器	ハロゲン化物を放射する消火器	消火粉末を放射する消火器			水バケツ又は水槽	乾燥	膨張する石又は膨張真珠	棒状	霧状	棒状	霧状	りん酸塩類等を使用するもの	炭酸水素塩類等を使用するもの	その他のもの				建築物その他の工作物	○	○	○	○	○			○			○			電気設備		○		○		○	○	○	○			
消火器具の区分	水を放射する消火器		強化液を放射する消火器		泡を放射する消火器	二酸化炭素を放射する消火器	ハロゲン化物を放射する消火器	消火粉末を放射する消火器				水バケツ又は水槽	乾燥	膨張する石又は膨張真珠																																								
	棒状	霧状	棒状					霧状										りん酸塩類等を使用するもの	炭酸水素塩類等を使用するもの	その他のもの																																		
建築物その他の工作物	○	○	○	○	○			○			○																																											
電気設備		○		○		○	○	○	○																																													

			<p>※(7) 銘板のないもの又は型式失効に伴う特例期間を過ぎたものは廃棄すること。</p> <p>(イ) ハロゲン化物消火器にあつては、注意書シールが貼付されていることの有無を確認し、その結果を点検票の備考欄に記載すること。</p>
消火器の 外形	本体容器	目視により確認する。	<p>消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。</p> <p>※(7) 腐食のあるものは耐圧性能に関する点検を行うこと。</p> <p>(イ) 溶接部の損傷しているもの又は著しい変形のあるもので機能上支障のおそれのあるもの、著しく腐食しているもの及び錆がはく離するようなものは廃棄すること。</p>
	安全栓の封	目視により確認する。	<p>ア 損傷又は脱落がないこと。</p> <p>イ 確実に取り付けられていること。</p>
	安全栓	目視により確認する。	<p>ア 安全栓が外れていないこと。</p> <p>イ 操作に支障がある変形、損傷等がないこと。</p> <p>ウ 確実に装着されていること。</p>
	使用済みの表示装置	目視により確認する。	変形、損傷、脱落等がなく、作動していないこと。
	押し金具及びレバー等の操作装置	目視により確認する。	変形、損傷等がなく、確実にセットされていること。
	キャップ	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	<p>ア 強度上支障がある変形、損傷等がないこと。</p> <p>イ 容器に緊結されていること。</p> <p>※(7) 緩んでいるものは締め直しを行うこと。</p> <p>(イ) 粉末消火器で変形、損傷、緩み等のあるものにあつては、消火薬剤の性状を点検すること。</p>
	ホース	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないこと。</p> <p>イ 容器に緊結されていること。</p> <p>※(7) 消火薬剤の漏れ又は固化によるつまりのあるものは、消火薬剤量を点検すること。</p> <p>(イ) ホース取付けねじの緩みは締め直しを行うこと。</p> <p>(ウ) 加圧式の粉末消火器（開閉バルブ付きのものを除く。）でつまり、著しい損傷、取付けねじの緩み等のあるものにあつては、加圧用ガス容器の封板及びガス量、消火薬剤量及び性状を点検すること。</p>
ノズル、ホーン及びノズル栓	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	<p>ア 変形、損傷、老化等がなく、内部につまりがないこと。</p> <p>イ ホースに緊結されていること。</p> <p>ウ ノズル栓が外れていないこと。</p> <p>エ ホーン握り（二酸化炭素消火器に限る。）が脱落していないこと。</p> <p>※(7) 異物によるつまりは清掃すること。</p> <p>(イ) 消火薬剤の漏れ又は固化によるつまりのあるものは、消火薬剤量を点検すること。</p> <p>(ウ) ねじの緩みは締め直しをすること。</p> <p>(エ) ノズル栓の外れているものは取り付け直しをすること。</p>	

		(ウ) 加圧式の粉末消火器（開閉バルブ付きのものを除く。）でつまり、著しい損傷、老化、取付けねじの緩み等のあるものにあつては、加圧用ガス容器の封板及びガス量、消火薬剤量及び性状を点検すること。
指示圧力計	目視により確認する。 ※ 指示圧力計を有しない二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器にあつては、質量を測定して確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 指示圧力値が緑色範囲内にあること。（第1-2図） ※(ア) 指針が緑色範囲の下限より下がっているものは、消火薬剤量を点検すること。 (イ) 指示圧力値が緑色範囲外のものは、指示圧力計の作動を点検すること。
		 <p>第1-2図 指示圧力計</p>
圧力調整器	目視により確認する。	変形、損傷等がないこと。
安全弁	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 緊結されていること。 ※(ア) 噴き出し口の封が損傷、脱落しているもので、反応式消火器で反応しているものにあつては、詰め替えること。 (イ) その他の消火器にあつては、消火薬剤量を点検すること。 (ウ) ねじの緩みは締め直しを行うこと。 (エ) ハロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器でねじの緩んでいるものにあつては、消火薬剤量を点検すること。
保持装置	目視及び着脱を行うこと等により確認する。	変形、損傷、著しい腐食等がなく、容易に取り外しができること。
車輪（車載式消火器に限る。）	目視及び手で操作することにより確認する。	変形、損傷等がなく、円滑に回転すること。 ※ 点検のつど、注油等を行い円滑に動くようにしておくこと。
ガス導入管（車載式消火器に限る。）	目視及び手で締め付けを行うこと等により確認する。	ア 変形、損傷等がないこと。 イ 緊結されていること。 ※(ア) 結合部の緩みは締め直しをすること。 (イ) 粉末消火器で折れ、つぶれ等の変形、損傷、結合部の緩みのあるものにあつては、消火薬剤の性状を点検すること。